

医療費（診察代や薬代）削減の取組みについて

■医療費のお知らせ

国保では、加入しているかたに対して年に6回、医療費のお知らせ（ハガキ）を送付しています。
医療費のお知らせで、支払った医療費や受診内容、受診回数を振り返ることができますので、ご活用ください。

■ジェネリック医薬品希望シール

ジェネリック医薬品とは、最初に作られた薬の特許期間が過ぎたあと、同じ有効成分で製造され、厚生労働省が品質を認めたより安価な薬です。ジェネリック医薬品に切り替えることで、薬代が減る場合があります。
国保では、保険証の更新時にジェネリック医薬品希望シールを配布しています。シールを保険証やお薬手帳に張ることで、医師や薬剤師に希望する意思を伝えることができます。
シールを必要とされるかたは、住民保険課窓口でお声がけください。

（ご注意）

- ・すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。
- ・ジェネリック医薬品に切り替えても薬代が変わらない、または増える場合もあります。
- ・薬について不明な点は、医師や薬剤師に相談してください。

■特定健診の実施、人間ドックなどの助成

生活習慣病、その他の病気の早期発見や重症化予防、健康維持に努めていただくことで、医療費が抑えられます。国保では、加入しているかたに対して、次の健診などを実施しています。

【特定健診】

対象は40歳以上の加入者です。集団健診と個別健診があり、無料です。対象者には通知します。

【人間ドックなど助成】

対象は35歳以上の加入者で、加入期間が6か月を超える場合に助成します。
助成金額（上限額）は、人間ドック・脳ドックが35,000円、併診ドックは60,000円です。
※申請が必要です。詳細は、住民保険課までお問い合わせください。

（ご注意）

- ・特定健診、人間ドック、併診ドックは、年度内にいずれか1つ選択してください。

問合せ＝国保税について 税務課 住民税係 ☎76-5131
資格等について 住民保険課 保険年金係 ☎76-1366

国民健康保険の状況と税率改定について

国民健康保険（国保）は、病気やけがのときに安心して医療を受けられるよう給付を行う医療保険です。職場の健康保険や後期高齢者医療保険などに加入している人を除いて、町に住む人は、町の国保に加入します。加入者は、日ごろから国保税を負担することで、病気やけがのときには、医療費の3割または2割の自己負担で医療を受けることができる制度です。

国保の事業運営は町が行っていますが、平成30年度の制度改革により、埼玉県が財政運営に加わり、医療費（保険給付に係る分）を県に支払う仕組みとなりました。

町の国保は、加入者が負担する国保税を主な収入としていますが、近年は、加入者数の減少などにより収入は減少しています。一方で、医療費は増加しており、県に支払う費用は増加しています。

このため、収入と支出のバランスがとれず、町国保の財政状況は年々厳しくなり、令和4年度以降は、収入の不足が見込まれています。

このような状況から、国保制度を持続していくため、令和5年度に国保税率の改定を行います。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

○町の国保加入者数（各年度3月31日現在）

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
2,824人	2,748人	2,718人	2,617人

○町の国保加入者1人あたりの医療費

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
36.7万円	40.9万円	38.7万円	41.5万円

○1人あたりの国保税額

平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
7.9万円	8.2万円	8.0万円	8.0万円

【令和3年度の埼玉県平均】

- 1人あたりの医療費…34.3万円
- 1人あたりの国保税額…10.3万円

【令和5年度からの新税率】

改定後の税率は次のとおりです。医療分、介護納付金分の税率を改定します。

		医療分		後期高齢者支援分		介護納付金分*	
		改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割	所得に対して	5.7%	6.8%	2.0%	2.0%	1.4%	1.6%
資産割	固定資産税に対して	10.0%	10.0%	—	—	—	—
均等割	加入者1人当たり	22,000円	33,000円	10,000円	10,000円	10,000円	13,000円
平等割	1世帯当たり	6,000円	6,000円	—	—	—	—

税率改定と計算方法の詳細は、広報6月号でお知らせします。

令和5年度の国保税額は、7月中旬に発送する納税通知書で通知されます。

※40歳以上65歳未満の加入者が対象です。

水道・公共下水道・農業集落排水の所有者または、 使用者が変わった場合は、必ず届出をお願いします！

水道の所有者や使用者および公共下水道・農業集落排水の使用者の名義や住所、連絡先などが変わった場合は、変更の手続きが必要です。必ず、上下水道課の窓口にて変更届の提出をお願いします。

電話での受付はできませんので、ご注意ください。特に、使用者の名義がお亡くなりになられているかたのままになっている場合、速やかに上下水道課の窓口にて名義変更の届出をお願いします。

問合せ＝上下水道課 業務係 ☎76-1118

埼玉県自動車税事務所支所の窓口における現金収納の終了について

埼玉県自動車税事務所の4支所（大宮・熊谷・所沢・春日部）の窓口における現金収納を3月末で終了します。4月以降は、各支所窓口では現金による納税はできません。便利なスマートフォン決済アプリやコンビニエンスストアでの納税をお願いします。

なお、令和5年度の自動車税種別割納税通知書は、5月中旬までにお届けする予定ですので、納期限の5月31日(木)までに納税をお願いします。

問合せ＝埼玉県 税務課 ☎048-830-7606